

藤沢市立児童館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

藤沢市長

山 本 捷 雄

藤沢市規則第 号

藤沢市立児童館条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市立児童館条例施行規則（平成9年藤沢市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の委任事項及び条例」を削る。

第2条の見出し中「等」を削り，同条第2項中「市長は，休館日に開館し，若しくは」を「指定管理者（条例第9条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は，必要があると認めるときは，あらかじめ市長の承認を得て，休館日に開館し，又は」に改める。

第3条第2項中「市長は」を「指定管理者は，必要があると認めるときは，あらかじめ市長の承認を得て」に改める。

第4条中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め，同条第3号中「市長」を「指定管理者」に改める。

第5条第1項中「第5条第2項」を「第6条第2項」に改め，同項及び同条第2号中「市長」を「指定管理者」に改める。

第6条中「第5条第2項」を「第6条第2項」に，「第3条」を「第4条」に改める。

第7条から第9条までの規定中「市長」を「指定管理者」に改める。

第10条中「書類の様式は，」の次に「指定管理者が」を加える。

附 則

この規則は，平成17年4月1日から施行する。

藤沢市立児童館条例施行規則新旧対照表

| 改正案 | 現行 | 備 考 |
|---|---|-----|
| <p style="text-align: center;">藤沢市立児童館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成 9 年 3 月 31 日 規則第 63 号</p> <p>(趣旨) 第 1 条 この規則は、藤沢市立児童館条例(平成 9 年藤沢市条例第 40 号。以下「条例」という。)の委任事項及び条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休館日) 第 2 条 児童館の休館日は、次に掲げるとおりとする。 (1) 毎月の第 3 日曜日 (2) 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>指定管理者(条例第 9 条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)</u>は、<u>必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。</u></p> <p>(利用時間) 第 3 条 児童館を利用することができる時間(以下「利用時間」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 (1) 2 月から 10 月まで 午前 10 時から午後 5 時まで (2) 1 月及び 11 月 午前 10 時から午後 4 時 30 分まで (3) 12 月 午前 10 時から午後 4 時まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>指定管理者は、必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用時間を臨時に変更することができる。</u></p> <p>(利用することができる団体) 第 4 条 条例第 6 条第 1 項に規定する規則で定める団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。 (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体</p> | <p style="text-align: center;">藤沢市立児童館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成 9 年 3 月 31 日 規則第 63 号</p> <p>(趣旨) 第 1 条 この規則は、藤沢市立児童館条例(平成 9 年藤沢市条例第 40 号。以下「条例」という。)の委任事項及び条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休館日等) 第 2 条 児童館の休館日は、次に掲げるとおりとする。 (1) 毎月の第 3 日曜日 (2) 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長は、休館日に開館し、若しくは開館日に休館することができる。</u></p> <p>(利用時間) 第 3 条 児童館を利用することができる時間(以下「利用時間」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。 (1) 2 月から 10 月まで 午前 10 時から午後 5 時まで (2) 1 月及び 11 月 午前 10 時から午後 4 時 30 分まで (3) 12 月 午前 10 時から午後 4 時まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長は、利用時間を臨時に変更することができる。</u></p> <p>(利用することができる団体) 第 4 条 条例第 5 条第 1 項に規定する規則で定める団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。 (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体</p> | |

藤沢市立児童館条例施行規則新旧対照表

| 改正案 | 現行 | 備 考 |
|---|---|-----|
| <p>(2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 4 条に規定する児童以外の者であつて本市の区域内に居住するものによつて構成される公共的団体</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、<u>指定管理者</u>が児童館の運営上支障がないと認めた団体 (利用申請の手續等)</p> <p>第 5 条 条例第 6 条第 2 項の規定による申請は、児童館利用承認申請書を<u>指定管理者</u>に提出して行うものとする。</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、前項の申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査してその適否を決定し、その結果を児童館利用承認等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。 (利用承認を受けた者の遵守事項)</p> <p>第 6 条 条例第 6 条第 2 項の規定により児童館の利用の承認を受けた者(以下「利用承認を受けた者」という。)は、児童館を利用するときは、条例第 4 条に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 承認を受けた目的以外の目的に児童館を利用しないこと。</p> <p>(2) 児童館の利用に伴い児童館の設備等に変更を加えたときは、利用後に直ちに原状に回復すること。</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、児童館の利用の承認に付された条件を遵守すること。 (利用終了の報告等)</p> <p>第 7 条 利用承認を受けた者は、児童館の利用が終了したときは、その旨を児童館利用報告書により<u>指定管理者</u>に報告しなければならない。 (利用内容の変更手續)</p> | <p>(2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 4 条に規定する児童以外の者であつて本市の区域内に居住するものによつて構成される公共的団体</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が児童館の運営上支障がないと認めた団体 (利用申請の手續等)</p> <p>第 5 条 条例第 5 条第 2 項の規定による申請は、児童館利用承認申請書を<u>市長</u>に提出して行うものとする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査してその適否を決定し、その結果を児童館利用承認等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。 (利用承認を受けた者の遵守事項)</p> <p>第 6 条 条例第 5 条第 2 項の規定により児童館の利用の承認を受けた者(以下「利用承認を受けた者」という。)は、児童館を利用するときは、条例第 3 条に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 承認を受けた目的以外の目的に児童館を利用しないこと。</p> <p>(2) 児童館の利用に伴い児童館の設備等に変更を加えたときは、利用後に直ちに原状に回復すること。</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、児童館の利用の承認に付された条件を遵守すること。 (利用終了の報告等)</p> <p>第 7 条 利用承認を受けた者は、児童館の利用が終了したときは、その旨を児童館利用報告書により<u>市長</u>に報告しなければならない。 (利用内容の変更手續)</p> | |

藤沢市立児童館条例施行規則新旧対照表

| 改正案 | 現行 | 備 考 |
|---|---|-----|
| <p>第 8 条 利用承認を受けた者は、その承認を受けた利用内容を変更しようとするときは、速やかに児童館利用内容変更承認申請書に第 5 条第 2 項の児童館利用承認等決定通知書を添えて<u>指定管理者</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、前項の申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査してその適否を決定し、その結果を児童館利用内容変更承認等決定通知書により当該申請者に通知する。 (利用の取りやめ)</p> <p>第 9 条 利用承認を受けた者は、その承認を受けた児童館の利用を取りやめようとするときは、速やかに児童館利用取りやめ届を<u>指定管理者</u>に提出しなければならない。 (様式)</p> <p>第 10 条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、<u>指定管理者</u>が別に定める。 附 則 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。</p> | <p>第 8 条 利用承認を受けた者は、その承認を受けた利用内容を変更しようとするときは、速やかに児童館利用内容変更承認申請書に第 5 条第 2 項の児童館利用承認等決定通知書を添えて<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査してその適否を決定し、その結果を児童館利用内容変更承認等決定通知書により当該申請者に通知する。 (利用の取りやめ)</p> <p>第 9 条 利用承認を受けた者は、その承認を受けた児童館の利用を取りやめようとするときは、速やかに児童館利用取りやめ届を<u>市長</u>に提出しなければならない。 (様式)</p> <p>第 10 条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、別に定める。 附 則 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。</p> | |
| <p><u>附 則</u> この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</p> | | |